

平成26年7月3日

各 位

株式会社カワタ

「パワーリダクションホッパ」に関する訴訟について

平成26年3月28日付け弊社ホームページでお知らせ致しました通り、株式会社松井製作所を控訴人、弊社を被控訴人とする控訴審に関して知的財産高等裁判所にて判決の言い渡しがありました。本判決に関する報道等を受けて、ご不安を抱かれておられますお客様に対しまして、改めて心よりお詫び申し上げます。

本判決において知的財産高等裁判所が特許権侵害であると判断したのは、弊社が製造・販売しておりました気流混合ホッパーの内、ごく一部に限られます。詳細につきましては、下記の通りですが、本判決の対象となっております製品(本製品)は、平成23年7月以前のモデルであり、その後、弊社が製造・販売していた「パワーリダクションホッパ」(型式PR-02-3)ではございません。本判決は確定したものではないところ、本判決、本製品等につきましてご不明点、ご要望事項等がございましたら、下記の弊社担当までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、別途、大阪地方裁判所にて係争中の「パワーリダクションホッパ」(型式PR-02-3)に係る件につきましてもご不明点、ご要望事項等がございましたら、下記の弊社担当までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

【対象製品】

- 品名 「パワーリダクションホッパ」
(弊社のオートローダー、エアーブレンダー、ブローアップホッパにつきましては、無関係です。)
- 型式 PRH-02
- 販売時期 平成18年2月～平成23年7月
- 使用方法 複数材料の混合用途
(単一材料の微粉除去用途に用いる装置は、含まれません。)

【お問い合わせ窓口】

知財開発部 吉田 電話番号：079-563-6911
E-mail：yoshida@kawata.cc